

令和 4 年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和 4 年 12 月 21 日付け神奈川県監査委員公表第 35 号で公表している令和 4 年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 16 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

水道事業に関する財務事務の執行について

令和 4 年度包括外部監査結果報告書（令和 4 年 12 月 21 日付け神奈川県監査委員公表第 35 号で公表。）記載の「指摘事項」 4 項目全てについて、令和 5 年 10 月 13 日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

1 令和 4 年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容	所管室課
<p><b>1 固定資産台帳の名称の不備の是正</b></p> <p>監査人が固定資産台帳に記載された固定資産を点検したところ、「資産名称不明」という不明確な名称の記載があり、固定資産の内容を特定することができないものがあることが判明した。</p> <p>名称が不明な資産を調査し、固定資産台帳にその名称を記載するよう改める必要がある。</p> <p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して是正することが望まれる。</p> <p>（令和 4 年度包括外部監査結果報告書 P70）</p>	<p>該当所属である厚木水道営業所において、指摘された「資産名称不明」としていた固定資産について確認を行い、存在が確認されたものは適切な名称に変更し、不存在だったものは除却処分を行った。</p> <p>他の水道営業所等で、固定資産台帳（固定資産明細書）の資産名称において「資産名称不明」と記載しているものは存在しなかったが、今後、固定資産実地照合時に、名称が不正確なものを把握した場合は補正する。</p>	<p>財産管理課（厚木水道営業所）</p>
<p><b>2 固定資産台帳の除却手続漏れの是正</b></p> <p>固定資産台帳の記載を点検し、任意に抽出した固定資産を現地視察したところ、存在していないにもかかわらず固定資産台帳に記録されているものがあることが判明した。</p> <p>水道事業における固定資産の有無及び維持管理に固定資産台帳が用いられることに鑑みると、その正確な記載が求められることから、既に固定資産として存在しない記載は削除するよう改める必要がある。</p>	<p>該当所属である寒川浄水場及び藤沢水道営業所において、指摘された現物が存在しない固定資産については、除却処分の上、台帳の記載を削除した。</p> <p>他の水道営業所等でも、固定資産台帳（固定資産明細書）と現物が不突合となる可能性が高い動産を中心に固定資産実地照合において計画的に確認し、今</p>	<p>財産管理課（寒川浄水場、藤沢水道営業所）</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して、正確な固定資産台帳の記載となるように是正することが望まれる。 （令和4年度包括外部監査結果報告書P71）</p>	<p>後、同様の事例があった場合は速やかに除却処分の上、台帳から記載を削除する。</p>	
<p><b>3 適正な点検計画の策定</b> 水道施設維持管理マニュアルや経営計画では、定期的な点検補修に取り組むことが記述されているところ、水管橋に関しては重点的に点検がなされ100%を超える実施率になり、その他の多くの項目でも100%前後の実施率となっていた一方で、減圧弁の定期点検などでは70%前後の実施率、仕切弁（基幹管路）の詳細点検では26%の実施率となっていた。 点検の頻度、優劣、方法などを検討した上で、実現可能な点検計画の策定をするよう改める必要がある。 （令和4年度包括外部監査結果報告書P88）</p>	<p>指摘を踏まえ、必要かつ実現可能な点検計画を策定するため、令和4年度に水道営業所職員を含めた検討会において、水道法等の趣旨・内容を考慮し、当庁の水道施設に即した点検箇所・内容・頻度等を見直した内容を反映させた水道施設維持管理マニュアルに改正（令和5年4月適用）した。</p>	水道施設課
<p><b>4 簿外の貯蔵品の適正な管理</b> 各水道営業所の貯蔵品の保有状態を現地視察したところ、「簿外」として保管されている部材を確認した。 部材を安易に破棄しないで無駄が生じないように取り組む姿勢は評価することができるものの、実地棚卸の目的にあるとおり、貯蔵品の実在高を確認し、適正な期間損益の算出をする必要があることに加え、簿外管理をしていると、厳格な管理をすることができなくなるおそれがあることから、固定資産管理規程第57条及び同運用通知第4に基づく適正な貯蔵品管理が行われるよう改める必要がある。 （令和4年度包括外部監査結果報告書P91）</p>	<p>簿外貯蔵品として指摘されている、配水管の更新工事等を行った際に生じた余剰又は再利用可能な部材についての取扱いについては、実務上の取扱を考慮した対応ルールを検討し、適切に管理する。</p>	財産管理課

（注） 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知の通りに記載している。